

■ 「災害応急対策活動等（測量・設計、写真撮影）に関する基本協定」に関する質問回答について

質問内容	回答内容
1 災害時に岡山県や県内自治体からの災害協定要請を受ける可能性があり、人員・機器の不足等により、岡山河川事務所からの災害協定要請をお断りせざるを得ないこともあり得ると考えられます。岡山河川事務所からの災害協定要請をお断りせざるを得なかった場合、ペナルティーを課せられることがあるのでしょうか？	ペナルティーはありません。
2 「本活動の実務を担当する技術員」は、弊社と直接的且つ恒常的な雇用関係にあることは条件ではないと考えてよろしいでしょうか？	担当する技術員の条件はありません。
3 「本活動の実務を担当する技術員」は、保有資格の条件はないと考えてよろしいでしょうか？	担当する技術員の条件はありません。
4 災害時に、岡山河川事務所から最初に連絡があるのは、「災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定（案）」及び「災害応急対策活動等（写真撮影）に関する基本協定（案）」の第4条2項の「丙があらかじめ書面により甲又は乙に報告する出動要請の連絡を受ける者」と考えてよろしいでしょうか？すなわち、「本活動を総括的に管理する技術者」や「本活動の実務を担当する技術員」への、岡山河川事務所からの連絡は、本活動開始以降と考えてよろしいでしょうか？	岡山河川事務所から最初に連絡する者は、基本協定（案）第4条2項の「丙があらかじめ書面により甲又は乙に報告する出動要請の連絡を受ける者」になります。本活動開始以降においても、「出動要請の連絡を受ける者」へ連絡をすることになります。
5 現在、令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格申請をしておりますが、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」が現時点で弊社に届いておりません。後日の提出は認めていただけるでしょうか？	災害応急対策活動等（測量・設計、写真撮影）に関する基本協定募集要領8.（1）②に記載のとおり、応募資格の確認については、「令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格申請書の写し」で構いません。